

## 第 9 回 那賀川総合土砂管理技術検討会

【規約の改正について】

令和 8 年 2 月 2 0 日

那賀川総合土砂管理検討協議会

# 令和8年2月修正案

令和7年3月11日(現行)	令和8年2月修正案	備考
ページ番号: 1	ページ番号: 1	
「那賀川総合土砂管理技術検討会」規約	「那賀川総合土砂管理技術検討会」規約	
<p style="text-align: center;">「那賀川総合土砂管理技術検討会」規約</p> <p><b>(名称)</b> 第1条 本会は、「那賀川総合土砂管理技術検討会」(以下「検討会」という)と称する。</p> <p><b>(目的)</b> 第2条 検討会は、那賀川の健全な土砂環境を目指し時間的・空間的な広がりをもった土砂移動の場(流砂系・漂砂系)における総合土砂管理計画の策定のため、土砂生産域から海岸域までの総合的な土砂管理のあり方について那賀川総合土砂管理検討協議会に技術的見知からの助言を行うことを目的とする。</p> <p><b>(構成)</b> 第3条 検討会は、別紙に定める委員によって構成し、那賀川総合土砂管理検討協議会会長(以下「協議会会長」)が委嘱する。 2. 検討会は、委員の互選により座長を置くものとする。 3. 検討会には、必要に応じて分科会を置くことができる。 4. 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><b>(検討事項)</b> 第4条 検討会は、第2条に掲げる目的を達成するため、当面の検討事項として、次の事項について技術的見知からの助言を行う。 ①流砂系・漂砂系の土砂動態の実態 ②基本理念の検討 ③土砂管理目標の検討 ④那賀川の健全な土砂環境を目指した具体的な方策及びその対策効果の検証 ⑤その他、総合土砂管理計画の策定に必要な事項</p> <p><b>(運営)</b> 第5条 検討会は、協議会会長から要請があった時に開催する。 2. 座長は、検討会を代表し、会務を掌握する。 3. 委員がやむを得ない理由により検討会を欠席する時、委員から委任された者の検討会への代理出席を認める。</p> <p><b>(事務局)</b> 第6条 検討会の事務局は、四国地方整備局那賀川河川事務所及び徳島県県土整備部に置く。</p> <p><b>(オブザーバー)</b> 第7条 座長は、必要と認められた者をオブザーバーとして検討会に出席させることができるものとする。</p> <p><b>(意見聴取)</b> 第8条 検討会が必要と認める時は、委員以外に出席を求め、意見を聴取することができる。</p>	<p style="text-align: center;">「那賀川総合土砂管理技術検討会」規約</p> <p><b>(名称)</b> 第1条 本会は、「那賀川総合土砂管理技術検討会」(以下「検討会」という)と称する。</p> <p><b>(目的)</b> 第2条 検討会は、那賀川の健全な土砂環境を目指し時間的・空間的な広がりをもった土砂移動の場(流砂系・漂砂系)における総合土砂管理計画の策定のため、土砂生産域から海岸域までの総合的な土砂管理のあり方について那賀川総合土砂管理検討協議会に技術的見知からの助言を行うことを目的とする。</p> <p><b>(構成)</b> 第3条 検討会は、別紙に定める委員によって構成し、那賀川総合土砂管理検討協議会会長(以下「協議会会長」)が委嘱する。 2. 検討会は、委員の互選により座長を置くものとする。 3. 検討会には、必要に応じて分科会を置くことができる。 4. 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><b>(検討事項)</b> 第4条 検討会は、第2条に掲げる目的を達成するため、当面の検討事項として、次の事項について技術的見知からの助言を行う。 ①流砂系・漂砂系の土砂動態の実態 ②基本理念の検討 ③土砂管理目標の検討 ④那賀川の健全な土砂環境を目指した具体的な方策及びその対策効果の検証 ⑤その他、総合土砂管理計画の策定に必要な事項</p> <p><b>(運営)</b> 第5条 検討会は、協議会会長から要請があった時に開催する。 2. 座長は、検討会を代表し、会務を掌握する。 3. 委員がやむを得ない理由により検討会を欠席する時、委員から委任された者の検討会への代理出席を認める。</p> <p><b>(事務局)</b> 第6条 検討会の事務局は、四国地方整備局那賀川河川事務所及び徳島県県土整備部に置く。</p> <p><b>(オブザーバー)</b> 第7条 座長は、必要と認められた者をオブザーバーとして検討会に出席させることができるものとする。</p> <p><b>(意見聴取)</b> 第8条 検討会が必要と認める時は、委員以外に出席を求め、意見を聴取することができる。</p>	<p style="text-align: center;">● 変更なし</p>

# 令和8年2月修正案

令和7年3月11日(現行)	令和8年2月修正案	
ページ番号: 2	ページ番号: 2	備考
「那賀川総合土砂管理技術検討会」規約	「那賀川総合土砂管理技術検討会」規約	
<p>(雑 則)</p> <p>第9条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定めるものとする。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第10条 検討会は、原則公開とする。</p> <p>(付 則)</p> <p>1. この規約は、平成28年12月20日より施行する。                  2. 第1回改正 平成30年 1月18日                  3. 第2回改正 平成31年 2月20日                  4. 第3回改正 令和 3年 3月 9日                  5. 第4回改正 令和 4年 3月11日                  6. 第5回改正 令和 5年 2月 3日                  7. 第6回改正 令和 6年 2月 9日                  8. 第7回改正 令和 7年 3月11日</p>	<p>(雑 則)</p> <p>第9条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定めるものとする。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第10条 検討会は、原則公開とする。</p> <p>(付 則)</p> <p>1. この規約は、平成28年12月20日より施行する。                  2. 第1回改正 平成30年 1月18日                  3. 第2回改正 平成31年 2月20日                  4. 第3回改正 令和 3年 3月 9日                  5. 第4回改正 令和 4年 3月11日                  6. 第5回改正 令和 5年 2月 3日                  7. 第6回改正 令和 6年 2月 9日                  8. 第7回改正 令和 7年 3月11日                  9. 第8回改正 令和 8年 2月20日</p>	<p>● 日付けの更新（技術検討会開催日）</p>

# 令和8年2月修正案

令和7年3月11日(現行)		令和8年2月修正案		備考
ページ番号: 3		ページ番号: 3		
「那賀川総合土砂管理技術検討会」規約		「那賀川総合土砂管理技術検討会」規約		
別紙		別紙		
那賀川総合土砂管理技術検討会 委員		那賀川総合土砂管理技術検討会 委員		
委員	氏名	専門分野	役職	
学識者	大田 直友	海洋生態学 生態系保全	阿南工業高等専門学校 創造技術工学科 教授	
	長田 健吾	水工水理学 河川工学	阿南工業高等専門学校 創造技術工学科建設コース 准教授	
	河口 洋一	河川生態学 自然再生	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	
	武藤 裕則	洪水防御 (河川工学・ 水工学・水理学)	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 教授	
	湯城 豊勝	洪水防御 (河川工学・ 水理学)	阿南工業高等専門学校 名誉教授	
専門家	猪股 広典	水理・構造関係	国立研究開発法人 土木研究所 河道保全研究グループ 上席研究員	
	佐藤 隆宏	水工学、水理 学、土砂水理学	一般財団法人 電力中央研究所 サステナブルシステム研究本部 研究統括室 上席研究員	
	柴田 亮	海岸工学	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室 室長	
	鈴木 啓介	砂防工学	国土交通省 国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部 砂防研究室 室長	
	瀬崎 智之	河川工学 河川管理	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川研究室 室長	
	田中 孝幸	水環境・ 生態関係	国立研究開発法人 土木研究所 流域水環境研究グループ 流域生態チーム 上席研究員	
五十音順 敬称略		五十音順 敬称略		